

モンベルの 自転車保険

交通事故傷害危険のみ補償特約付傷害総合保険

自転車でのケガや賠償事故など、万一のリスクに備える保険
自転車での通勤・通学にも対応

長期
補償タイプ

保険期間 1年・3年・5年
保険料 1,880円から

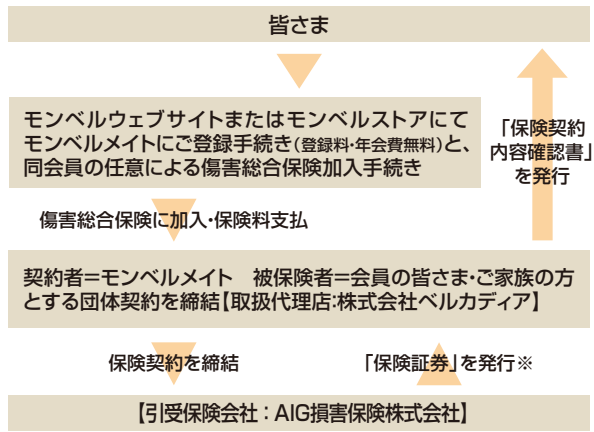
店頭・ウェブで簡単お申し込み
最短で翌日正午から補償がスタート
自転車通勤・通学の事故もカバー

安心と一緒に
出かけよう

【ご加入方法について】

契約方式は、保険契約者をモンベルメイト代表者辰野勇、被保険者(保険の対象となる方)を会員の皆さま(ご本人)またはご家族の方、取扱代理店を株式会社ベルカディア(モンベルメイトの各サービスを運営)として保険契約を締結する団体契約となります。ご加入後はモンベルメイトのウェブサイトにて「加入者証」をご確認いただけます。(ID・パスワードの登録が必要です)

【引受保険会社】AIG損害保険株式会社



※ 契約者であるモンベルメイトに対し発行します。

【ご加入条件について】

＜ご加入者(保険料負担者)について＞

- モンベルメイト(登録無料)のメンバーです。
- 加入時点の年齢が満20歳以上で法律上の行為能力を有している方です。

＜保険の対象となる方(被保険者)について＞

- 日本国内に居住する個人です。
- 保険開始日時点の年齢が満78歳以下です。
- 加入者ご本人もしくは、加入者との関係が配偶者、加入者の同居の親族、加入者の別居の子ども(未婚)のいずれか1名です。

＜その他ご加入条件について＞

- 保険期間(保険のご契約期間)は1年間または長期(3年、5年)となります。
- 保険開始日時点での年齢が満75歳以上～満76歳以下は保険期間1年・3年、満77歳以上～満78歳以下は保険期間1年のみの申し込みが可能です。
- 保険責任開始時刻は保険開始日の午後0時(正午)からとなります。
- ウェブサイトからのお申し込みの場合、保険料のお支払い方法はご加入者本人名義のクレジットカード一括払いのみとなります。(お取り扱いカード: JCB・VISA・Mastercard・American Express・Diners Club)
- 保険契約の申し込みの撤回など(クーリングオフ)は対象外となりますのでご注意ください。
- 過去1年以内に傷害保険金を3回以上請求または受領されたことがある方はお申し込みいただけません。
- ご加入されている同種の保険の合計額と、今回ご加入予定の保険金額との合計額が、死亡・後遺障害保険金額で1億円(無職者は2,000万円)を超える場合、入院保険金日額で30,000円(無職者は10,000円)または、通院保険金日額で20,000円(無職者は6,000円)を超える場合は、ご加入いただけません。
- 以下のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、他の保険契約と合算して1,000万円が限度となります。
①被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合 ②被保険者がご加入者本人以外の場合

【ご注意】

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。またご加入に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」など)を、事前に必ずご確認ください。
- 引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

<D-003583 2020-1>

事故が起これば

事故の状況やケガの程度をただちに(遅くとも事故の日から30日以内)ご連絡ください。なお、通知が遅れたり、その内容に虚偽の申告がありますと、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

取扱代理店

Bellcadia 株式会社ベルカディア

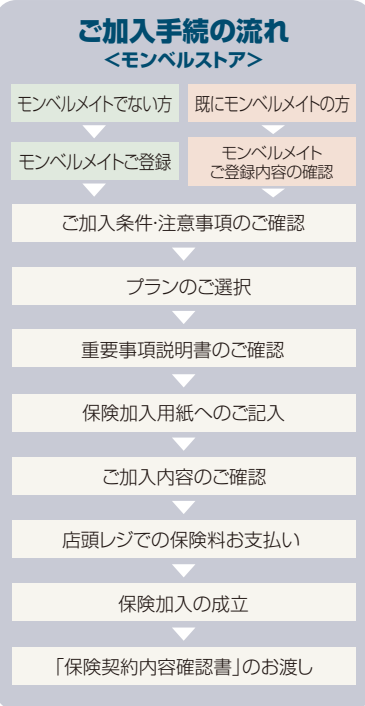
保険窓口：M.O.C.(モンベル・アウトドア・チャレンジ)本部事務局
〒550-0013 大阪府大阪市西区新町2-2-2

※株式会社ベルカディアとは、モンベル製品の販売、M.O.C.イベント企画・運営、保険代理業などを行う、モンベルグループの企業です。

引受保険会社

AIG損害保険株式会社

大阪法人営業第一部営業第三課
〒530-0011 大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB
TEL.06-7223-3013



mont·bell mate

＜モンベルメイトについて＞
(登録無料)

- 1.モンベルメイトとは、以下の方が対象となり、モンベルメイトとなることを同意された方です。
●モンベルクラブ会員(年会費¥1,500)
●通信販売利用者 ●M.O.C.イベント参加者
●アンケート回答者 ●旧モンベルクラブ会員
●既保険加入者(2005年4月1日以降)
- 2.サービス内容
モンベルウェブサイトスピーディーにご利用いただけるほか、傷害保険の加入ならびにメールマガジンの配信サービス、イベント情報の発送サービスなどをご利用いただくことができます。
- 3.登録内容に変更があった場合
氏名、住所、eメールアドレスなど届け出事項に変更があった場合は、モンベルウェブサイト上で修正してください。修正ができない場合は、モンベルクラブ事務局までご連絡ください。ご連絡いただけない場合、メールマガジンなどがお届けできず、サービスが受けられなくなることがあります。

保険に関するお問い合わせ 傷害事故受付 <https://hoken.montbell.jp>

株式会社ベルカディア 保険窓口：モンベル・アウトドア・チャレンジ
☎0120-938-593 携帯電話・PHSからは 06-7220-3393
Eメールアドレス hoken@montbell.com
【受付時間】10:00～18:00
【定休日】3月～10月/無休 11月～2月/日曜・祝日



#1905040 19



2018年1月1日以降保険始期契約用

お申し込みは、店頭または
モンベルウェブサイトから

▶ <https://hoken.montbell.jp/>



mont·bell

自転車での賠償事故に備え、 保険に加入しておくと安心です！

アウトドアスポーツとして楽しむだけではなく、日常の交通手段として広く親しまれている自転車。
楽しくそして便利な乗り物ですが、近年、重大な事故も発生しており、「自転車賠償責任保険」への加入を条例で義務付ける自治体も増えてきました。高額化する自転車事故の損害賠償に安心の保険で備えましょう。



モンベル自転車保険 3大特長

その場で手続き完了 スピーディにお申し込み！

補償プランを選んで加入するだけ。ウェブサイト
からならクレジットカードで、モンベルストアでは
レジでお支払いいただくことで手続き完了です。

お申し込みの翌日午後から 補償がスタート！

お申し込み日の翌日から15日先までの間より
ご希望の保険開始日を選べます。お選びいた
だいた保険開始日の、正午から補償開始です。

モンベルクラブ メンバーズポイントが貯まる！

モンベルクラブ会員さまのお申し込みには、ご本人
のみならずご家族の方を被保険者とするご加入に
ついても、保険料の3%のポイントが貯まります。※

※1,500ポイントを上限とします

補償内容 ニーズに合わせて、3つのプランからお選びください

安心プラン

入院・通院するようなケガにも安心

スタンダードプラン

医療費用を実費で補償

シンプルプラン

重大な事故に
最小限で備える



死亡・後遺障害保険金
ケガで死亡されたり
後遺障害が生じたとき

！ここが
ポイント

①ひとりの加入で家族みんなが安心

個人賠償責任補償特約は、1加入で本人はもちろん、本人の
配偶者、本人または配偶者の同居の親族、本人または配偶
者の別居の子ども(未婚)までが被保険者となります。お父
さん、お母さんのどちらかの加入で、お子さまを含めた家族み
んなが補償の対象になります。



傷害医療費用

医療費の補償が必要なとき(実費)

傷害医療費用保険金とは

ケガにより医師の治療を受けられた
場合に、公的医療保険制度の一部負
担金などの費用をお支払いします。



入院・手術保険金

入院・手術の補償が
必要なとき(日額)



通院保険金

通院の補償が
必要なとき(日額)

個人賠償責任補償特約とは

- 自転車で歩行者にぶつかり
ケガをさせてしまったとき
- 他人の持ち物を
壊してしまったとき

1億円を限度に、
相手方への法律上の
損害賠償を補償します。

②「賠償事故の解決に関する特約」が 自動的にセット

個人賠償責任補償特約には「賠償事故の解決に関する特約」
が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟
の手続(弁護士を選任を含む)は原則として引受保険会社で
行います。(日本国内で発生した事故に限ります)

入院・手術・通院保険金とは

「傷害医療費用保険金(実費補償)」とは
別枠で「入院保険金」「手術保険金」「通
院保険金」をお支払いします。

例えば… (安心プランG101の場合)
重傷を負い、50日間入院し手術を受けた場合
【入院保険金】1,500円×50日＝75,000円
【手術保険金】1,500円×10倍＝15,000円
【合 計】90,000円＋治療のために病院に支払った
公的医療保険制度における一部負担金等が受け取れます。

！ここが
ポイント

- ①入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)
事故の日からその日を含めて1000日までの入院および手術に対し保険金をお支払い
します。180日を超える長期入院にも対応しています。
- ②通院保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)
事故の日からその日を含めて1000日までの通院に対し、90日を限度に保険金をお
支払いします。支払対象期間の延長により長期入院後の通院にも対応しています。

国内・海外を問わず、次のような偶然な事故によりケガをされた場合に、
保険金をお支払いします。

- 運行中の自転車、自動車、電車、飛行機、船舶などに乗っているときのケガ
- 運行中の自転車、自動車などと接触したり、衝突したときの交通事故によるケガ
- 乗物の乗降場構内(改札口内など)でのケガ
- 乗物の火災によるケガ

！ここが
ポイント

補償の対象となる事故は
自転車搭乗中の事故
だけではありません！

！ 自転車レースについて

自転車レースを行うための施設等や、一般の通行を制限して占有した状態の道路で行う、競技・競争・興行(いずれもそのための練習を含む)は補償の対象外となります。

モンベル自転車保険 プラン表

補償内容			プラン名	安心プラン	スタンダードプラン	シンプルプラン
				G101	H101	J101
保険金額	基本補償	死亡保険金	200万円		200万円	200万円
		後遺障害保険金 (障害の程度に応じて)	8万円～200万円		8万円～200万円	8万円～200万円
		入院保険金日額 ※1 (1事故につき180日限度)	1,500円		×	×
		手術保険金 ※1 (1事故につき1回)	入院中 15,000円	入院中以外 7,500円	×	×
		通院保険金日額 ※2 (1事故につき90日限度)	1,000円		×	×
		傷害医療費用保険金 (1事故につき)	100万円限度		100万円限度	×
	特約	個人賠償責任補償 ※3 (1事故につき)	1 億円限度		1 億円限度	1 億円限度
	一時払保険料	保険期間 1年		4,520円	2,710円	1,880円
保険期間 3年		11,320円	6,820円	4,700円		
保険期間 5年		18,040円	10,840円	7,520円		

【安心プランのみセット】 ※1 入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約(1,000日用) ※2 通院保険金支払対象期間延長特約(1,000日用) (2018.12)
【全てのプランにセット】 ※3 賠償事故の解決に関する特約

交通事故傷害危険のみ補償 特約付傷害総合保険について

交通事故傷害危険のみ補償特約付傷害総合保険は、運行中の交通乗用具(自動車、自転車、原動機付自転車、電車、航空機、船舶など)との衝突・接触等の事故、運行中の交通乗用具搭乗中の事故、乗物の乗降場構内(改札口内など)での事故および運行中の交通乗用具の火災等の所定の偶然な事故により被保険者がケガをされた場合に限り保険金をお支払いします。

基本補償の補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)既に支払済の後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒 気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被っ たケガ
後遺障害保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 (注)お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●病氣・心神喪失などおよびこれを原因とするケ ガ(例えば歩行中に病氣により意識を喪失し転倒 したためにケガをした場合など)
入院保険金	ケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象)	●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付け るに足りる医学的見解のないもの
手術保険金	ケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの金額をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度) ① 入院中に受けた手術の場合：入院保険金日額×10＝手術保険金の額 ② ①以外の手術の場合：入院保険金日額×5＝手術保険金の額	●地震・噴火またはこれらによる津波
通院保険金	ケガにより通院(通院に準じた状態 ※)および往診を含みます。)した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。(1事故につ き、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度) (※)骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長骨・骨・脊柱など)を固定するためにギプスなどを常時装着した状態をいいます。	●特に危険な運動中のケガ(ビッケル、アイゼン、ハン マーなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッ ククライミング、フリークライミング、スカイダイ ビング、ハンググライダー搭乗など)
傷害医療費用 保険金	ケガにより医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて365日以内に実際に負担した次の費用をお支払いします。(1事故につきご契約の保険金 額限度) ●公的医療保険制度の一部負担金など病院に支払った治療費 ●入院院・転院のための交通費 ●医師の指示による薬剤・医療器具などの費用 (注)労災保険からの給付金、第三者からの損害賠償金などを差し引いてお支払いします。	●自動車競争選手、プロボクサー、猛獣取扱者など の危険な職業に従事中のケガ ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 など

特約の補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
交通事故傷害 危険のみ補償特約	次のいずれかの事故などによるケガに限り、以下の【対象となる保険金】のうちご契約にセットしている保険金をお支払いします。 ●運行中の乗物との衝突・接触などの交通事故 ●運行中の乗物に搭乗している間の事故 ●乗物の乗降場構内(改札口内など)での事故 ●乗物の火災 【対象となる保険金】 基本補償(死亡・後遺障害・入院・手術・通院・傷害医療費用)の保険金 (注)乗物とは、保険の約款に定める「交通乗用具」で、例えば以下のような乗用具をいいます。 ●陸上の乗用具(※)→電車、自動車、原動機付自転車、自転車、ベビーカー (※)遊戯施設内の乗物(ジェットコースター、ゴーカーなど)、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊具(キックボード、スケートボード、サーフボード、 遊戯用のそりなど)などは除きます。 ●空の乗用具→航空機(飛行機、ヘリコプターなど) ●水上の乗用具→船舶(ヨット、モーターボートなど) ●その他の乗用具(※)→エレベーター、エスカレーター、動く歩道 (※)立体駐車場のリフトなど専ら物品輸送用に設置された装置などは除きます。	上記基本補償の「保険金をお支払いしない主な場 合」に加え、次の場合にも保険金をお支払いいたしま せん。 ●次のいずれかに該当している間の事故によるケガ ①職務または実習として船舶に搭乗している間 ②グライダー、飛行船に搭乗している間 など ●職務として次の作業を行っている間の、その作業 に起因するケガ ①乗物への荷物の積込、積卸、整理 ②乗物の修理、整備、清掃 など
個人賠償責任 補償特約	被保険者が、次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払い します。 ●住宅の所有・使用・管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故 【お支払いする保険金】 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1事故につきご契約の保険金額限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) (注1)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。 (注2)この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(弁護士を選任を含みます。) は原則として引受保険会社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。	●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の 損害賠償責任) ●自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預ったりした物に対する損害賠 償責任 など
入院保険金および 手術保険金支払 対象期間延長特約 (1,000日用)	入院保険金および手術保険金の支払対象期間を次のとおり拡大してお支払いします。 ●ケガにより事故日を含めて180日以内に入院を開始した場合、事故日を含めて1,000日以内の入院について入院保険金をお支払いします。 ●ケガにより事故日を含めて180日以内に入院または通院し、事故日を含めて1,000日以内に所定の手術を受けた場合に手術保険金をお支払い します。	
通院保険金支払 対象期間延長特約 (1,000日用)	ケガにより事故日を含めて180日以内に通院を開始した場合、事故日を含めて1,000日以内の通院について通院保険金をお支払いします。 (1事故につき90日限度)	

＜被保険者の範囲について＞

※「個人賠償責任補償特約」における被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲は、次の①～⑥の方となります。
① 本人／② 本人の親権者／③ 本人の配偶者／④ ①から③までの同居の親族／⑤ ①から③までの別居の未婚の子／⑥ ②から⑤までのいずれにも該当しない法定の監督義務者。ただし、本人に対する監督義務に関する事故
に限ります。